

1. 金融デジタルイゼーションの推進について

- 金融庁は 2018 事務年度以来、金融デジタルイゼーション戦略を金融行政の新たな柱として掲げ、11 の施策を推進し、2019 事務年度では、その後の内外経済のデジタルイゼーションの進展を踏まえ、重点 5 分野の新たな取組へと再構成し、金融デジタルイゼーション戦略の取組を加速してきた。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、テレワークや各種サービスのリモート化・オンライン化の取組が加速し、我が国のデジタル・トランスフォーメーションが一気に進捗する見込みの中、金融庁としてもこうした時流に後れを取ることなくフォワードルッキングに取組を進めていく。
- 今事務年度においては、データ利活用の推進に資するセキュリティ向上など FinTech 事業者と金融機関とのデータ連携に係る課題の解決に取り組むコンソーシアムの立ち上げや、RegTech/SupTech 促進のためのハッカソンの開催等、新たな取組にもチャレンジしていく。
- 金融庁としては、引き続き、利用者利便や生産性の向上に繋がる新たな金融サービスの創出を目指す多様なプレイヤーのチャレンジを後押ししていく。金融業界の皆さんにおかれては、健全なイノベーションを促進して頂く中で、金融行政上の課題等があれば、是非、忌憚なく御意見・御提案を頂きたい。

2. BGIN について

- 我が国が議長国を務めた 2019 年の G20 では、ブロックチェーン技術に基づく分散型金融システムのガバナンスに関する問題を提起し、規制当局や技術者等を含む幅広いステークホルダーとの間の対話を強化することの重要性について国際的な合意が得られた。これを受け、本年 3 月には、ブロックチェーンに関する新しい国際ネットワークである Blockchain Governance Initiative Network (BGIN) が設立され、先日第 1 回のオンラインミーティングが開催されたところ。BGIN はオープンかつ中立的な組織であり、誰でも参加することが可能であるため、御関心のある方はぜひこ

うした国際的なイニシアティブに参画頂ければと思う。

- なお、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を延期していた国際会議「Blockchain Global Governance Conference (BG2C)」を、日本経済新聞社との共催により、本年8月24、25日に開催する方向で調整しているところ。詳細は随時公式HPに掲載予定だが、金融機関の中でも御関心のある方は、ぜひイベントに参加頂ければと思う。

3. 日本市場の国際金融ハブ機能の強化について

- 日本市場が世界・アジアの国際金融ハブとしての機能を強化していくことは、日本における雇用・産業の創出や経済力の向上に資するとともに、世界・アジアの金融市場の地政学的リスク・災害リスク等に対する強靭性を高める上でも重要である。政府としては、これまで以上に、国際金融ハブ機能の強化に取り組んでいきたいと考えている。
- このため、金融庁としても、例えば、
 - ・ 海外金融機関等の登録等の迅速化・金融行政サービスの英語による提供等、受入れに係る環境整備
 - ・ 金融人材等の海外プロフェッショナル人材の受入れ促進
 - ・ 日本における資産運用の高度化
 - ・ 国によるマーケティング・プロモーション活動の抜本的強化等の施策への取組を強化していく考え。
- 海外に開かれた金融市場としていくためには、政府のみならず自主規制団体や業界が果たす役割も重要であり、皆様の御理解と御協力が不可欠なものである。例えば、海外金融機関等の受入れに係る環境整備に関しては、関係者より、①自主規制団体等への報告内容・形式の一元化やクラウド化・ポータル化、②自主規制サービスの英語による提供、③コンプライアンス・オフィサーの紹介体制の構築、といった要望が寄せられている。こうした点を含めて、国際金融ハブ機能の強化に向けた取組について、貴協会におかれても、改めて御検討をお願い申し上げます。
- また、国際金融ハブ機能の強化に向けて、どのような課題があり、どの

ような取組が考えられるのか、是非、一緒に議論させていただきたいと考えているので、積極的に御意見・御提案をいただければ幸い。

4. 資産形成に向けた取組について

- 金融経済教育は、家計が、適切な金融リテラシーに基づいて、安定的に資産形成に取り組んでいただく、また、顧客本位のサービスを提供する金融機関やパフォーマンスの良い金融商品を選択していただき、こうしたサービス・商品の供給を促す、という、インベストメント・チェーンが機能を発揮するうえで、基盤となる施策。このため、この2年間、①対面での取組、②オンラインでの取組、③コンテンツ作り、の大きく三つの観点から、様々な取組を行ってきた。
- 金融庁を含め、金融経済教育については、それぞれの業界でも御努力頂いているところ、貴団体においても、熱心に取り組まれている会社も多いと承知している。
- 一方、真に国民全体の金融リテラシーの向上という目的を達成するためには、より総合的な視野に立って取り組むことが大事。
- 現在、金融経済教育推進会議が、各主体の活動をとりまとめた上で、有識者の意見を頂きながら、全体として推進していく場と位置付けられている。今後、推進会議がより一層司令塔としての機能を強化していくことも必要と感じている。
- 金融庁としては、今後も金融経済教育推進会議での議論を通じて、我が国の金融経済教育がより総合的なものとなるよう取り組んでいく考え。業界の皆様にも御協力いただきたい。
- さらに、家計の安定的な資産形成を促進するため、税制面から長期・積立・分散投資を支援することも有効なツールと考えている。令和2年度税制改正では、信託業界の皆様にも御協力いただき、NISA 制度の見直し・延長が措置された。この場をお借りして改めて感謝申し上げます。
- 昨日、今年3月末時点の NISA に関するデータを公表したが、一般 NISA は約 1,186 万口座、つみたて NISA は約 220 万口座となった。各々、制度開

始から依然順調に増加しているが、まだまだ道半ばである。引き続き、皆様とともに大きな目標に向けて取組を進めていきたい。

5. 金融行政モニター制度の一層の活用について

- 金融行政モニター制度は、金融行政全般に関する率直な意見・提言・批判等が金融行政モニター委員から金融庁にフィードバックされる仕組みとなっている。
- 金融行政に対し、直接ではなく誰が言ったかも匿名にする形で意見等と言える点が金融行政モニター制度のメリットであり、例えば、行政の枠組全体に不満があれば、そのまま本音を言っていて構わない。
- こうした率直な指摘を金融庁にいただくチャンネルとして、金融行政モニター制度の趣旨を汲んでいただくとともに、積極的に意見を寄せて活用いただけると幸い。

6. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴うマネロン・テロ資金供与リスク対応について

- 新型コロナウイルス感染症に乗じた金融犯罪等が発生するとともに、非対面取引が増加するなど、これまでの取引形態と異なる内容に基づいたマネロン・テロ資金供与リスクが生じており、金融機関におかれては、こうしたリスクを踏まえた対応が求められることとなる。
- 金融庁においても、新型コロナウイルスに関連したマネロン等リスクや、金融機関の対応状況等を注視しながら、必要に応じて、新型コロナウイルスを踏まえたマネロン等対応の留意すべき事項を周知してまいりたい。

7. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う FATF 相互審査の延期について

- 新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、4月28日、FATFが、すべての相互審査のプロセスを4ヶ月延期する旨を公表した。
- これにより、本年6月に予定されていた対日審査の審議は、10月の全体

会合で行われる見込みである。

- 金融庁においては、日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう、引き続き、しっかり対応してまいりたい。

8. LIBOR 公表停止に係る日本円金利指標におけるロードマップ等について

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受けて、各国における移行作業に一定の影響が見られるものの、英国の検討委員会および英国当局は 2021 年末という LIBOR 移行期限に変更はないことを表明しており、FSB においても国際的な金融システムを強化する不可欠な作業として確認されていることから、本邦としても、「2021 年末」という時限を引き続き意識して金利指標改革に取り組むことが必要である。
- 日本円金利指標に関する検討委員会においては、7 月 16 日に「LIBOR 公表停止に備えた本邦での移行計画」が取りまとめられる予定であるが、各金融機関においては、同計画で示されたスケジュールに則った対応を進めるよう努めていただきたい。また、6 月 1 日に主要な金融機関の経営トップに対して発出した「LIBOR 公表停止に向けた対応状況の確認等を目的とした代表者宛通知」（いわゆる Dear CEO レター）に記載した内容も参考にしつつ、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下で、LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応をより一層進めていただくことが必要である。
- 各金融機関が個別に策定している LIBOR からの移行計画についても、これらを踏まえ、フィージブルな計画となっているか、対応を追加すべき点はないかといった観点から、必要に応じてアップデートを行っていただきたい。
- 当庁としても、それぞれの移行計画に沿って適切に取組みが進められているか、モニタリングを通じて確認していく。特に、本年下半期には、ISDA のフォールバックの検討が最終化し、プロトコルを批准した当事者間で ISDA デリバティブについてフォールバックの手当てが可能となるほか、検討委員会においてスプレッド調整手法の具体化が図られることで、顧客との協議がより円滑に進められるようになるなど、各金融機関において代替金利指標への移行、あるいはフォールバック条項を具備した契約変更の取

組みを大きく進捗させることが出来ると期待している。

- こうした取組みの進捗については、年明けにも本年 12 月末時点の LIBOR 利用状況調査を実施させていただく予定である。また、その結果に基づき、取組みの進捗に遅れが見られる場合には、更に詳細な報告を求めることも念頭に置いている。2021 年末まで残された時間的猶予は少なく、万が一にも顧客に対する混乱を生じさせることのないよう、経営陣の責任においてしっかりと対応願いたい。

9. 2019 事務年度におけるモニタリング結果等の公表について

- 昨事務年度、総合政策局が実施したモニタリングの結果等について公表したところ。公表資料は大部のため割愛させていただいているが、お時間のある際に当庁 HP から御覧いただければ幸い。
- モニタリング結果は、金融機関と当局のより良い実務に向けた対話の材料とするために取りまとめさせていただいている。各金融機関におかれては、当該モニタリング結果も活用しながら、管理態勢の整備や高度化に向けた創意・工夫を積み重ねて頂くとともに、金融庁としても、今後、モニタリングや「対話」において、具体的な活用を図ってまいりたい。

10. 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案の成立を受けて

- 総務省所管の「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」（通称電話リレーサービス法案）が、今国会における審議を経て、6月5日に成立したところ。
- 同法の概要としては、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障がい者等と他者との間における電話による意思疎通を手話等により仲介する「電話リレーサービス」の提供を行う事業者を総務大臣が指定し、当該事業者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずる内容となっている。
- 金融機関においても、
 - ・ 口座、キャッシュカードの不正利用による取引停止

- ・ キャッシュカードや通帳等紛失時の取引停止
といった場面で既に電話リレーサービスを導入している事例も確認されている。

○ 同法は、来年3月までの施行が予定されており、電話リレーサービスが公共インフラとして制度化されるまでには若干の日時があるが、金融機関におかれては、既にサービスを提供している電話サービス利用事業者もあるところであり、聴覚障がい者等の利便性向上を図る観点から直ちに電話リレーサービスの活用をご検討いただきたい。

11. 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 先般、総理指示を踏まえ、規制改革推進会議が、新型コロナウイルス感染症への対応として、書面・押印・対面を要する行政手続の見直しに関して経済団体から寄せられた要望について検討を進めた結果、「規制改革推進に関する答申」が取りまとめられたところ。
- 「規制改革推進に関する答申」では、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、制度的な見直しについても進めていくこととする旨が記載されている。

(官民の書面・押印・対面手続の見直し)

○ 当庁としては、こうした経緯を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、金融機関等による当局への申請・届出について、近日中に通知を発出し、以下のような対応を行うこととしたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

- 1 e-Gov または金融庁業務統合システム（以下「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、eメールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、eメール受付も可能とする。

2 押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。

3 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする。

（協会と会員間の書面・押印・対面手続の見直し）

○ また、貴協会におかれても、こうした政府の方針を踏まえ、貴協会会員から求めている報告・届出等に関しては、可能な限り、書面・押印・対面を無くすよう、取り組んで頂きたい。

（国民の書面・押印・対面手続の見直し）

○ 加えて、当庁では、金融機関に関連した国民の書面・押印等の商慣行について見直しを行うため、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を立ち上げ、これまで2回の会合を開催している。貴協会にも御参加いただき、感謝申し上げます。

○ 検討会の開始以後、内閣府・法務省・経済産業省から「押印についてのQ&A」が公表され、7月2日には、前述のように、「規制改革推進に関する答申」が公表された。検討会においては、これらも踏まえながら、金融関連の書面・押印・対面手続の見直し・電子化を促進する際の課題を整理した上で、その解決に向けてどのような対応が可能か検討していきたい。

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言は解除されたが、金融機関は、経済インフラである金融サービスを継続して提供する必要があることから、今後もこのような事態に備え、リモートによる手続が可能となるよう取組むことが重要である。また、経済社会のデジタルライゼーションがグローバルに加速する中、金融分野においても、利用者利便の向上や生産性向上のため、デジタル化の流れを促進することが一層重要となっている。

○ デジタル化の促進は、金融機関にとって、業務効率化やコスト削減に資するのみならず、デジタル技術を通じた金融サービスの高度化・多様化による顧客利便の向上により、ビジネス拡大にも資するものでもある。既にデジタル化を加速させるべく様々な取組を開始している金融機関もあり、

デジタル化の取組が今後の金融機関の業績にも影響を与えると考えられる。

- デジタル化の促進のためには、将来を見据えた明確な戦略の下、深く根付いた従前の慣行や意識を抜本的に見直し、デジタル化を前提とした新たなワークフローを構築する必要がある。こうした改革は事務レベルに任せておいたのでは進捗することは難しく、経営トップが強力なイニシアティブを発揮することが重要となる。皆様方のリーダーシップに期待したい。

12. 公正取引委員会による「フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題」の公表について

- 4月21日、公正取引委員会が、「QRコード等を用いたキャッシュレス決済」及び「家計簿サービス等」に係る実態調査報告書を公表した。
- 本報告書では、銀行業界に対して、「銀行間手数料に係る取引慣行の見直し」、「全銀ネットのカバナンス体制の強化・取引の透明性の確保」、「全銀システムへの資金移動業者のアクセス解放に向けた検討」について、提言がなされている。
- 全銀ネットにおいては、5月に外部関係者を交えた「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」を設置し検討を開始したところであるが、本報告書の提言も踏まえ、各行におかれては、全銀ネットと連携し、全銀システムの高度化・効率化に向けた取組を進めていただきたい。
- また、上記報告書においては、独占禁止法上問題となるおそれがある事例として、
 - ・ 銀行と電子決済等代行業者との取引に関しては、「銀行の取引上の地位が電子決済等代行業者に優越している場合に、銀行が、契約の見直しを行い、電子決済等代行業者に、正常な商慣習に照らし不当に不利益を与える場合」
 - ・ 銀行とノンバンクのコード決済事業者の取引に関しては、「銀行口座からのチャージ等取引の市場において有力な銀行が、コード決済の提供において競争関係にあるノンバンクのコード決済事業者を市場から排除するなどの目的をもって、当該コード決済事業者とのチャージ等取引を拒

絶すること」や「チャージ等取引に係る手数料を事実上拒絶と同視し得る程度まで引き上げること」

などが指摘されている。各行におかれては、改めて本報告書を御確認いただき、各事業者との取引にあたっては十分に御留意いただきたい。

13. 未来投資会議、成長戦略について

- 決済システムについては、その安定性・信頼性を確保しつつ、昨今のデジタル化や新型コロナウイルス対応といった環境変化に応じて、不断に効率化・高度化を進めていくことが必要である。
- 6月16日に開催された未来投資会議（第39回）において、「決済システム」が議題に挙げられ、「銀行間手数料については、全国的な決済ネットワークインフラを安定的かつ効率的に運営する観点から、全銀ネットが定める仕組みに統一し、コストを適切に反映した合理的な水準へ引下げを実施すべき」、「ノンバンク決済サービス事業者の参加が認められていない全銀システムについては、優良なノンバンクの参加を認めるべく、参加資格等について検討すべき」など、決済システム高度化に向けた方向性が示された。
- その後（7月3日）に開催された未来投資会議（第40回）においては、これらの決済改革が盛り込まれた成長戦略実行計画案について審議が行われ、経済財政運営と改革の基本指針（骨太の方針）と併せて、近く閣議決定がなされる見込みである。
- 全銀システムの更なる高度化・効率化については、既に全銀ネットが立ち上げた「次世代資金決済システムに関するタスクフォース」において検討を開始いただいているところであるが、当庁としては、銀行間手数料の見直しを含め、こうした銀行業界における取組が利用者利便の向上といった具体的な成果につながるよう、引き続き、主体的に検討を進めていただくことを期待している。
- 金融庁としても、各行の皆様や全銀ネットと連携し、決済システムの高度化・効率化及び決済サービス利用者の利便性向上に向けた改革をしっかりと進めていきたいと考えている。

（以 上）